

坂戸市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定【概要】

経緯

平成27年4月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定により、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、坂戸市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。
新型コロナウイルス感染症の経験等を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定され、令和7年1月に県行動計画が改定されたことを受け、市行動計画の改定を行う。

1 計画の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

2 改定のポイント

- 新型コロナウイルス感染症の経験等を踏まえ、初めて市行動計画を抜本的に改定
- 感染症が発生する前の準備段階における体制整備や訓練の実施等の取組の充実
- 患者等の健康観察や生活支援に関すること、感染症対策物資等の備蓄に関すること等を新たに追加

3 計画の対象となる感染症

- 新型インフルエンザ等感染症
 - ▶ インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの、かつて世界的規模で流行したがその後流行することなく長期間が経過しているもの
- 指定感染症
 - ▶ 感染症法で位置付けられていない感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同様の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
- 新感染症
 - ▶ 人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

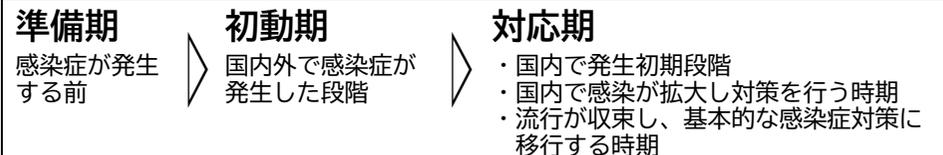
4 前計画との違い

- 対応段階（時期区分）
 - ▶ 前計画では、対応時期を6項目に細分化していたが、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチン及び治療薬の普及等に応じた状況の変化に応じて、機動的な切り替えを行うことができるよう、準備期・初動期・対応期の3段階とした。
- 対策項目
 - ▶ 新型コロナウイルス感染症対応で課題となった項目を中心に、見直しを行い、6項目から7項目へ変更した。
- 構成
 - ▶ 前計画では、対応段階ごとに記載を行っていたが、各対策の流れがわかるよう、対策項目ごとの記載とした。

5 対策項目

- ①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資
- ⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

6 対応段階（時期区分）



坂戸市新型インフルエンザ等対策行動計画各論【概要】

①実施体制

準備期

- 実践的な訓練の実施
- 国、県、市、医療機関等との連携強化 等

初動期

- 国内外の発生状況等の情報収集
- 関係部局間での情報共有 等

対応期

- 職員の派遣。応援への対応
- 緊急事態措置の検討 等

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

準備期

- 感染対策等の情報提供・共有
- わかりやすい情報発信
- リスクコミュニケーション・双方向コミュニケーションの体制整備 等

初動期・対応期

- リスクコミュニケーション・双方向コミュニケーションの実施
- 偏見・差別、偽・誤情報の意識啓発 等

③まん延防止

準備期

- 基本的な感染対策等の普及、理解促進

初動期

- 業務継続計画に基づき、国内でのまん延防止対策の準備

対応期

- 市民生活や地域経済への影響に考慮したまん延防止対策の実施
- 状況変化等に応じた対策の切り替え

④ワクチン

準備期

- ワクチンの供給体制・接種体制の構築
- 予防接種、ワクチンに関する情報提供 等

初動期

- 接種会場や医療従事者等の確保等接種体制の構築

- 国の方針を踏まえた接種の実施

対応期

- 接種体制の継続 等

⑤保健

準備期

- 平時からの保健事業の体制整備
- 健康観察や生活支援の実施体制の構築 等

初動期

- 市民等への情報発信・共有の開始 等

対応期

- 業務を実施するための体制強化
- 健康観察及び生活支援の実施
- 市民等からの相談対応の体制強化 等

⑥物資

準備期

- 感染症対策物資等の備蓄及び備蓄状況等の定期的な確認

初動期

- 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 等

対応期

- 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認
- 感染症対策物資等の安定的な確保
- 備蓄物資等の供給に関する相互協力

⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

準備期

- 情報共有体制、支援実施に係る仕組みの整備
- 市民等への感染対策用品等の備蓄の勧奨
- 火葬能力等の把握、火葬体制の整備 等

初動期

- 一時的に遺体を安置できる施設等の確保 等

対応期

- 市民生活の安定の確保を対象とした対応
- 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

坂戸市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議

設置時期

国内外において新型インフルエンザ等が発生した疑いを把握した場合必要に応じて設置可能

委員構成

議長：副市長
構成員：関係部長・課長等

協議事項

関係部局による新型インフルエンザ等に関する情報収集を行い、情報交換・連絡調整を行う。

坂戸市新型インフルエンザ等対策本部会議

設置時期

緊急事態宣言がなされた場合

※政府対策本部が設置された時点で必要に応じ設置可能

委員構成

本部長：市長 副本部長：副市長・教育長
本部員：各部長等

協議事項

新型インフルエンザ等に関する情報収集、整理等を行い、対処方針等を決定し実施する。